

## 児童手当 児童家庭課からお知らせです



中学校修了前までの児童を養育する方に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

住所異動や新たな出生などがあった場合は15日以内に届出が必要です。

※届出が遅れた場合、手当額が少なくなることがあります。

※公務員の方は勤務先で申請して下さい。

**児童の対象年齢:** 中学校修了前まで

**手当月額:**

中学生	10,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子目以降は 15,000円)
3歳未満	15,000円
所得額が一定以上の方	5,000円

問合せ: 児童家庭課 ☎893-4411 内線181・283・294

## 児童扶養手当(父子も対象)



児童を養育するひとり親に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

**児童の対象年齢:** 18歳になった最初の3月まで(一定の障害がある場合は20歳の誕生日まで)

**手当月額:**

1子目 9,780円～41,430円(所得額によって異なります)

2子目 上記に5,000円加算 3子目以降 上記に3,000円加算

問合せ: 児童家庭課 ☎893-4411 内線179・182

## 特別児童扶養手当

身体または精神に一定以上の障害がある児童を養育する方に対し、申請に基づき審査を経て支給されます。

**児童の対象年齢:** 20歳の誕生日まで

**手当月額:** 1級該当の児童1人につき 50,400円 2級該当の児童1人につき 33,570円

問合せ: 児童家庭課 ☎893-4411 内線181・283

## 母子及び父子家庭等 医療費助成事業

ひとり親及びその児童が入院又は通院による医療費(保険診療分)がかかった場合、申請に基づき審査を経て医療費の一部を助成する制度です。

**児童の対象年齢:**

18歳になった最初の3月まで



問合せ: 児童家庭課 ☎893-4411 内線287

## 母子自立支援事業

ひとり親や寡婦を対象に、自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動に関する支援をしています。

- 生活相談 ■就労相談 ■資格取得等支援・情報提供
- 母子福祉資金、寡婦福祉資金に関する相談

母子自立支援員 **[要予約]**

10:15～12:00 13:00～17:00



問合せ: 児童家庭課 ☎893-4411 内線287